

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 26 年 3 月 12 日

株主各位

東京都中央区日本橋本町一丁目 9 番 4 号  
株式会社ウェッジホールディングス  
代表取締役社長 此下 竜 矢

当社は、平成 25 年 11 月 26 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により、株式の割当を受ける権利の基準日を、平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数につきましては、平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、99,833,580 株増加して、100,842,000 株といたします。

以上

---

### お知らせとご注意

- 株式分割と同時に、平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）付をもって、100 株を単元株式数とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 26 年 3 月 27 日（木曜日）付をもって、東京証券取引所 J A S D A Q 市場における売買単位は、1 株から 100 株に変更となります。
- 平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

日本証券代行株式会社 代理人部

〒103-8202 東京都中央区茅場町一丁目 2 番 4 号

0120-707-843（フリーダイヤル）